

入院時の食事代（入院時食事療養費）

医療保険に加入している方が入院されたとき、食事 1 食につき 460 円を標準負担額として自己負担していただきますが、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「認定証」）の交付を受け、医療機関の窓口に表示すると、標準負担額が下表のとおり減額されます。

※食事療養費標準負担額の見直しが実施され、令和 6 年 6 月 1 日以降の食事代について、食事 1 食につき最大 30 円引き上がります。

なお、マイナンバーカードや健康保険証を利用したオンライン資格確認システムにて、患者本人が同意し、適用区分がシステムで確認できれば、限度額証の提示は不要です。

【入院時 1 食あたりの負担額】

区分	入院日数	標準負担額（1 食）	
		令和 6 年 5 月 31 日まで	令和 6 年 6 月 1 日から
住民税課税世帯の方	入院日数にかかわらず	460 円	490 円
住民税非課税世帯の方 （低所得Ⅱ、限度額区分才）	申請月以前 12 ヶ月以内で 90 日までの入院日数	210 円	230 円
	申請月以前 12 ヶ月以内で 90 日を超える入院日数 【長期該当】 （この減額の適用を受けるためには、保険者への申請が必要です。）（注 1）	160 円	180 円
住民税非課税世帯の方で所得が一定基準に満たない 70 歳以上の方 （低所得Ⅰ）	入院日数にかかわらず	100 円	110 円

（注 1）住民税非課税世帯の方で、申請月以前 12 ヶ月以内に 90 日を超える入院をされた方は、「長期該当」の申請をし、窓口に表示しないと 160 円（令和 6 年 6 月 1 日以降は 180 円）の減額の適用は受けられません。

※詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者までお問い合わせください。

